

第 2 回

逗子市情報公開運営審議会

令和7年7月16日 (水)

逗子市総務部情報公開課

令和 7 年度第 2 回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和 7 年 7 月 16 日 (水)

午前 10 時 00 分～

場 所 逗子市役所 5 階 第 4 会議室

議 題

- (1) 第 1 回情報公開運営審議会議事録について
- (2) 質問第 6 号 逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）について
- (3) 令和 7 年度情報公開制度の運用状況について（報告）
- (3) その他

出 席 委 員 (6 名)

会 長	高 橋 良
副 会 長	小 山 涼 子
委 員	鈴 木 良 太
委 員	花 野 充 生 子
委 員	植 島 由 紀
委 員	大 関 亮 子

欠 席 委 員 (1 名)

委 員 柳 田 義 繼

事務局等出席者

情報公開課長 大 澤 道 英

主 事 加 藤 美 佳 子

主 事 補 前 田 柚 名

会 計 年 度 任 用 員 杉 山 晴 美
職

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0 名

配付資料

1. 令和 7 年度第 2 回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 令和 7 年度第 1 回逗子市情報公開運営審議会会議録
3. 資料 1－1 諒問第 6 号 令和 7 年度第 1 回逗子市情報公開運営審議会意見まとめ
4. 資料 1－2 諒問第 6 号 逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直しについて）（答申案）
5. 資料 2 令和 7 年度情報公開制度の運用状況
6. 資料 3 逗子市情報公開条例の解釈運用基準新旧対照表

午前10時00分開会

○高橋会長 それでは、令和7年度第2回情報公開運営審議会を開催いたします。

逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。

それでは、議事に入ります。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○高橋会長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

議題1 「令和7年度第1回逗子市情報公開運営審議会議事録について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○大澤情報公開課長 先日、校正依頼いたしました令和7年度第1回審議会の記録を御確認いただきたいと思います。

その前に、議事録の作成の公表について御審議いただきたいと思います。

最終の議事録原稿の中で、委員の皆様の就任挨拶の部分に、審議に関わらない個人情報が含まれていました。この議事録は市のホームページに掲載し、将来にわたり万人の目に触れることがあるため、当審議会の審議に関わらない部分で個人情報の含まれる委員の就任・退任の挨拶などは、議事録の反訳会議録から除外し、「自己紹介」のように進行内容の概要を表示することとして作成しました。

お配りした原稿の2枚めくった右側のページ、3ページを御参照ください。

こちらの下から4行目にありますとおり、自己紹介を行いましたという進行だけが書いてあります。

それから、5ページの会長挨拶、副会長挨拶についても、「会長挨拶」、「副会長挨拶」のようになります。

3ページ記載のとおり、審議に関わらないことや個人情報として保護する必要があることを条件として、挨拶の部分などは議事録の反訳による作成部分から除外することについて御承認いただきたく、第1回議事録と併せ御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

○高橋会長 ただいま事務局から、議事録の作成方法について提案がありました。

委員の就任や退任時に行う挨拶など、審議会の調査・審議に関わらない発言で、個人情報が含まれる部分の議事録については、反訳会議録による作成を行わないという事務局の提案について何か御意見、御質問等ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋会長 それでは、事務局提案のとおり、審議会の調査審議に関わらない発言で個人情報が含まれる部分の議事録については、反訳会議録による作成を行わないことを承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋会長 それでは、そのように決定いたします。

続いて、第1回議事録の承認について伺います。

皆様既に校正いただいたおりでありますので、修正内容等御確認いただき、お手元に配付した議事録のとおり承認することによろしいでしょうか。

○大澤情報公開課長 すみません、御承認いただいた議事録については、誤字や脱字、最終校正の上、ホームページに掲載したいと思いますので、事務局の権限として御了解いただいた上で、この議事録を御承認いただければと思います。

(発言する者なし)

○高橋会長 御異議がないということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋会長 では、令和7年度第1回審議会の議事録については、確定いたしました。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

ただいま申しましたとおり、最終の議事録の誤字・脱字等は、こちら事務局のほうで再度チェックをして、標準的なフォーマットのほうに直させていただきます。

ありがとうございます。

○高橋会長 続いて、議題2「諮問第6号 逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）」についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○大澤情報公開課長 それでは、諮問第6号 逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）についてを御説明します。

資料1-1を御覧ください。

この資料は、6月3日火曜日に開催しました第1回審議会において、委員の皆様からいただいた意見の概要をまとめた資料になります。

資料の内容を御説明します。

まず、この資料1-1は、A4横型、両面の資料になっておりまして、いただいた資料をテープ起こしした内容から質疑のあった部分を抜き出したものになっています。

実際にこちらのほうで諮問をお願いした内容というのは、電子化による保存という話と、実際公表方法を申し出た人に対し窓口で行う、従前はインターネットで行う方向性もあったものですから、それはそうでないよというこの2点について皆様に御意見を伺ったところ、質問の類型でおおむねまとめられたのかなと思います。

左から2行目のところに質問の類型という欄がございまして、1番目、2番目ですとか、それから7番、裏面にいって16番については、閲覧方法に関する質問がございました。

1番目、2番目については、遠方にお住いの方がどのようにしてこの閲覧を可能とするのかなと。ただ、もともとの趣旨としましては、公表とはいえ、場合によっては個人情報、保護する必要がなくなったと判断されたものではあるんですが、個人情報も含まれる情報ですから、やはり窓口で対応するということを私のほうから御説明をしました。

それから、7番においては、インターネットの請求の公開方法ですね、これは文脈としまして、2番の質問でありますとおり、窓口に来られない方への救済策として、場合によってはインターネット請求をすれば、それによって見ることもできるという救済手段があるかということの御質問をいただいたことを受けたものですが、こちらは郵送、それからホームページ上の掲載という手段がありますというお話をしました。

それから、16番につきましては、閲覧方法に関する質問で、やはり閲覧者氏名などの閲覧記録を取らないのかというお話ですが、取ったほうがいいのでは

ないかということでの御質問だったかと思います。

こちらにつきましては、現行制度においては公表という制度ですから、閲覧の際に個人を特定することは難しいという状況です、とお話しました。

ただ、そちらのほうの懸念というのは、もともと審査において出される情報に対する不安というところがあると認識していますので、それについて個人情報の開示請求のようなものではないと考えています、という趣旨の話をさせていただきました。

それから、2つ目の類型としましては、公表情報の判断に関する情報、これは3番、4番、5番、6番、それから8番と、裏面にはないですね。

こちらのほうでお話ございました、公表情報の判断に関する質問については、3番にございますとおり、自分自身の情報が含まれるかもしれない個人情報、そういういったものが資料の公表という制度を使うことに懸念があるというようなお話がありまして、あくまで個人情報については、新たに審査を行った上で行いますよ、と。

実際に、審査を行うというのだけれども、どういった内容で行うかということで誰が行うのかとか、判断は難しいんじゃないかというお話をいただきました。そこは4番、5番でございまして、担当課の職員が行うんですが、個人情報についてはやはり公表するのは難しい判断であると同時に、公表すること自体が難しいのではないかということは委員の意見の中にも出てきたかと思います。

それから、6番については、公表の判断で、結果出なかった情報、20年経過後のものとか、50年経過した情報の扱いの質問ございましたので、こちらについては、最終的に公表しないことが決定した時点で翌年廃棄ということになりますよ、と。

それから、8番は判断に関する質問で、なぜこの公表という判断の幅を持たせてあるんですかということは、特に50年まで保存しなきゃいけないような個人情報が対象になるんですが、個人情報というのがやはり公表の判断が難しいところで、20年後には公表はできないけれども、ひょっとしたらさらに10年、20年や30年、最終的に50年経過するまでの間に、状況の変化によって公表できるような事態もあるんじゃないかということを期待したのではないかということ

とで、当時の記録などを見ながら私のほうでそのときの思惑というのを御紹介したかと思います。

それから、この資料の中でいただいた次の内容につきましては、保存方法に関する御質問がございました。表面の9番ですとか、裏面は10、11、12、14、15がそうですね。

保存方法につきましては、やはり市の職員も異動もございますし、50年たてば、新採で入っても退職している年齢でもあろうかと思いますので、これについて引継ぎにも不安という御意見もありました。

現在は紙の文書ということでやっていますが、この紙の文書については、やはり紙文書のボリュームが増えるという特性もありますので、非常に難しい。こここのところについては、手間、それから倉庫の容量、漏洩リスク等私は御紹介をしましたが、こちらのほうもリスクを負うことによって文書が安定的に管理できない可能性もあるので、電磁的文書にしたいのですという話をさせていただきました。

裏面10ページには、電磁的文書という説明は分かったんだけれども、CD-Rというのをちょっと例示で出させていただきました。CD-R等と書いてはいるんですけども、これについての保存について、CD-R単体では難しいんじゃないですかということで御質問をいただきました。

こちらにつきましては、おっしゃるとおり、CD-Rは保存方法にもよるんですけども、10年から、保存状況が良ければ30年とか書いてあるのもあるんですけども、10年程度と言われているので、定期的にCD-Rの保存データの入替えであるとか、また時間がたつことによって新しい新技術によって新たに保存媒体というのが生まれるかもしれませんので、その中で安定的に保存できるような手法を想定していますというお考えを示させていただきました。

それから、バックアップの種類についての御質問については、こちらはもちろんバックアップはすることは、種類があればあるほど安全性は増すんですが、ただ、個人情報を持つに当たって、複数の媒体で持つことによる漏洩のリスクもあるので、現状では市のセキュリティの及ぶサーバ上での一つとインターネットから独立した状態でという内容を御紹介させていただきました。

それから、バックアップを取る目的としては、ミスによる紛失・消去につい

て想定したものですかというお話がありました。こちらにつきましては、ミスによるものも当然に文書がなくなる理由の一つとしては想定されるので、そちらも含めて対応をということで2種類の保存方法を考えていますというお話をし、続いて、14番のほうでいうと、クラウド化されていますというのを資料のほうで書かせていただいたんですが、電子回議はクラウド化ということの意図の御質問がありました。

こちらにつきましては、市の電子文書については、既にセキュリティの保たれたクラウド上に保存されているということをちょっと強調したかったという趣旨で記載しましたというお答えをしました。

続いて、15番については、市で使用するクラウドは、他の団体もみんな使用する領域に保存するのかという御質問がありましたが、こちらについては、逗子市のほうで市職員、限られた市の職員だけが見られるクラウド上で管理していますという御回答をしました。

この御意見のほか、あと13番の件数確認がありまして、公表する件数はどのくらいありますかという質問がございました。こちらは、会議当時は80から60ということをお答えしたんですが、戻って18年の実質の件数を確認しましたところ、平成18年の非公開件数は59件でしたので、こちらは59件という件数を記載をしています。

資料の1番については以上となります。

今の資料1-1で御説明、御案内しましたとおり、6月3日の審議会におきましては、電子化については進めていいんではないかと、ただ、公表する状況については、慎重に判断が必要ではないかという御意見をいただいたものと認識しております。

以上の御意見を踏まえ、資料1-2、答申案を作成しましたので、御参照していただきますようお願いします。

答申内容としまして、御案内します。

ちょっと文書のフォーマットのところは読みませんので、表題としましては、逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）について。

その後、答申と入っています。

本文としましては、2025年（令和7年）6月3日付、諮問第6号「逗子市情報公開条例の一部改正（一定期間経過後の情報の公表の見直し）」をもって諮問のありました件につきまして、次のとおり答申します。

1、答申内容。

審議の結果、諮問の内容を適當と認める。

ただし、諮問内容（イ）に記載の「公表の可否の判断」に当たっては、逗子市情報公開条例第5条第2項各号のいずれかに該当する非公開情報の取扱いについて慎重に判断する。

以上の内容で事務局のほうで作成をしました答申案となっています。

こちらに基づきまして御審議いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○高橋会長 議題2について、前回の諮問の際に事務局から第2回審議会で答申をまとめるようにとの要請がありました。

前回、配付された諮問書、本日配付された資料1-1、資料1-2の内容に關し、何か御意見、御質問はありますか。

特にありませんか。

（発言するものなし）

○高橋会長 では、そうしましたら、事務局の提示した答申案、資料1-2により答申することについて御意見、御質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋会長 どちらもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高橋会長 分かりました。

それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。ただいまの御意見を踏まえ、本件諮問について資料1-2、答申案の内容を適當と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋会長 異議なしという声がありました。

それでは、諮問第6号については、資料1-2の内容で答申することと決定

いたしました。

○大澤情報公開課長 ありがとうございました。

○高橋会長 続いて、議題3「令和7年度情報公開制度の運用状況について」、事務局から報告をお願いします。

○大澤情報公開課長 それでは、令和7年度の情報公開制度の運用状況ということで、事前にお配りした資料2を御覧ください。

こちらは、令和7年4月1日から6月30日までの運用状況について説明をさせていただきます。

こちらは、条例第21条の規定により市のホームページで公表されています。

まず1、公開請求件数と決定件数、こちらの表について御説明します。

まず、一番下の合計欄を御覧ください。

全部公開が10件、一部公開が5件、非公開がゼロ件、却下がゼロ件、不存在がゼロ件、それから存否応答拒否がゼロ件、検討中がその時点で1件、6月時点ですね。それから取下げがゼロ件、延長につきましては2件ございました。請求件数としましては16件ございました。こちらは、令和7年4月から6月までの3か月の請求件数となります。

⑪のネット請求につきましては、こちら請求件数の内数となりますが7件でした。

また、⑫番の口頭請求はゼロ件となっております。こちらは一度公開請求があって、公開決定をした情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については、口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。

令和7年度はまだゼロ件ですが、令和6年度は1年間通じて3件の口頭請求がございました。

次に、2の公開請求の所管別内訳につきまして御紹介します。

経営企画部がゼロ件、総務部が3件、次のページ、2ページに進みまして、市民協働部が3件、福祉部が1件、環境都市部が4件、会計課、消防、議会がゼロ件、教育委員会が5件、行政委員会事務局がゼロ件となっております。

それぞれの内容につきましては、3ページから6ページに記載されております。後ほど御説明させていただきます。

続いて、同じページの右側の欄のほうに進みまして、行政不服審査法に基づく審査請求については、審査請求がございませんでした。

続いて4番、条例に基づく、こちら情報公開条例に基づく不服の申出等の状況、こちらは現時点で2件の請求がございました。6月末までとしましては、審査中の2件というふうになりますが、こちら2件のものについては、7月10日に審査が終了しております、こちらの審査の内容としましては、勧告が1件、それから意見・勧告なし1件、ということでこの2件は判断されました。

詳細につきましては、次回の審議会で御紹介いたしますが、案件は議会事務局と選挙管理委員会に対して、令和4年度中の問合せ記録に関する情報公開請求についてのものでした。

4の（2）の苦情・相談についてはございませんでした。

5番、同一人による請求件数、こちらについて上から御紹介します。

1件請求した人が6人、2件請求した人が2人、3件請求した人が2人で、実の請求人数は10人でした。

6番のインターネット請求者の割合につきましては、今の同一人による請求で御紹介した10人の内訳になりますが、10人中4名がインターネット請求を利用されていました。40%になります。

続いて、3ページにお進みください。

先ほど御紹介しました4月から6月までの間の情報公開請求のあった件数16件の内訳内容について御紹介いたします。

3ページの一番上、管財契約課の1番は、不動産鑑定評価書に関する情報公開請求で、土地家屋調査士の署名と印影について、こちらを法人情報として一部公開として判断した案件になります。

続いて、2段目につきましては、全部公開なのでこちらの説明は割愛させていただきます。全て公開されています。

続いて、3段目、課税課の11番、こちらにつきましては、課税台帳情報の求めに関する情報公開請求でした。

請求内容を読み上げますと、逗子市内の土地の所在、地番、地目、地籍、家屋の所在、地番、家屋番号、種類構造・床面積の登記情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの。登記名義人、建築年、建築名称、不動産番号、コード表記

読替えの情報もあれば含む。

米印、ただし書としまして、上記以外の情報も含む課税台帳等から、条例の規定で公開することとされている法令等の規定により公にされている情報としての登記情報部分の部分開示でも可である。それから、登記名義人の項目につきましては、全件開示が難しい場合は法人のみ、官公庁のみ、逗子市ののみの順番で開示の検討をお願いします。エクセル等の表示形式のデータを優先的に希望します。その他のデータとなる場合は、事前に御連絡をお願いします。

この請求内容として、こちらの内容につきましては、登記関係で公表されている情報については、全て公表をし、個人情報に類する公表されていない情報については、個人情報に該当しますので、個人情報部分を非公開とする一部公開という決定をしております。

続いての市民協働課も保険証券の関係なんですが、全部公開となっているので説明は割愛させていただきます。

続いて、下の文化スポーツ課、3ページ、一番下の文化スポーツ課につきましては、こちらは決定内容が書いてないというのは、6月18日請求で現在まだ決定をしておりません。こちらにつきましては、情報公開条例で認められている請求日から最大で翌日から29日なんですけれども、30日の延長を行っておりますので、こちらにつきましては現在まだ検討中ということで、こちらの内容について審査をしているところでございます。

4ページにお進みください。

4ページにお進みいただいて、一番上につきましては、住居表示台帳ということで、住居表示に関する個人情報の含まれない情報を台帳で持っているということで、こちらの求めがありまして、全部公開としております。

それから、2つ目、国保健康課の4番、こちらの件名を読み上げますと、新型コロナウイルス予防接種が開始された2021年初月から現在までの期間における逗子市全市民の以下の情報全て（接種者のみ）。1、生年月日、または抽出日の年齢、性別、死亡している場合には死亡日、4、転出している場合の転出日、5、転入している場合の転入日、6、当該ワクチンの接種日と接種ワクチンメーカー、ロット番号、何回目か、7、個人宛名番号を生データで希望します。

こちらにつきましては、生年月日ですか、個人情報に該当する情報ございましたので、こちらのほうは全て非公開という決定をして出せる情報だけ公開するという内容で決定しております。

○花野委員 すみません、よろしいでしょうか。

○大澤情報公開課長 はい。

○花野委員 出せる情報というのは、どういう情報を出されたんですか。

○大澤情報公開課長 具体的にはちょっと記憶でのお話になってしまいますが、たしか生年月日は出していません。性別単体では特定できないので、それは出し、死亡している場合の死亡日ですか、転出日については、それを出すと転出している事実と死亡した事実が分かってしまうので、これは出していませんかと 思います。

それから、転入している場合も同様ですね。接種日とワクチンメーカー、ロット番号ぐらいは、たしか出せるものとして出したんじゃないかなと記憶しています。

それから、個人宛名番号は個人に付随するもので、これは隠していてというくらいだったかと記憶しています。

具体的には幾つかデータをクロスすると、特定できたり特定できなかつたりすることがありますので。

○花野委員 それが気になったので、どこまで出されたのかなという。

○大澤情報公開課長 そんな感じでどの組合せにするかということは、単純に条例の趣旨と照らし合わせて、かなり所管では慎重に決定したという記憶があります。

○花野委員 分かりました。

○加藤主事 性別と年齢は出ておりまして、もちろん生年月日は隠して、氏名等も隠しております。あとは転入日とかですね、そういったものも隠しています。

ただ、ロット番号とかですね、そういったものは個人を特定するには至らないものですので、そういうものは出したと思います。

あとは、年齢で例えばすごく高齢だったりとか、幼い方だったりとかで、特定され得るということについても、特定されると判断されたものは、性別とか年齢についても伏せているものもありました。そういう形で、特定されない

ような情報を公開されているというふうになります。

○花野委員 分かりました。ありがとうございます。

○大澤情報公開課長 大丈夫ですか。

では、御説明のほう続けますね。

続いて、4ページの3段目、まちづくり景観課になります。

こちらは、まちづくり条例の手続で提出された開発事業事前相談申出書（第5号様式及び第6号様式）と「計画概要書」の写し、こちらは令和7年1月1日から3月31日の提出分。

こちらにつきましては、計画相談申出書というこの書式の中に、個人名ですか、会社の担当者名などの個人情報が含まれていますので、その部分を秘匿しています。

続いて、一番下の緑政課の設計書ですね、工事による積算することの設計書につきましては、秘匿情報が含まれておりませんので、全部公開として決定しています。

続いて、5ページに進みます。

5ページの上段2つの都市整備課、それから下水道課は、今触れました設計書2通で、それぞれ所管が違う設計書ということで、これらにつきましては、個人情報が含まれていないということで、全部公開しております。金抜設計書、金入設計書です。

それから、5ページの下から2段目、こちらにつきましては、2024年度逗子市立小学校全校と中学校全校の公立学校施設等の総括表（1ページ目）。こちらについては、施設等台帳のような総括表がございまして、そちらのほうには特に個人情報が含まれておりませんので、こちらについても全部公開となっています。

ページの一番下、2024年度逗子市立逗子小学校・沼間小学校・久木小学校・小坪小学校・逗子中学校・久木中学校の公立学校施設等の総括表（施設台帳）の書類一式ということで、先ほどのは1ページ目でしたけれども、今回は書類一式ということで求めがありましたので、こちらも全部公開となっております。

続いて、6ページにお進みください。

6ページ、一番上、こちら公開請求の内容を御紹介しますと、社会教育課に

に対する請求でして、逗子市教育委員会後援等承認申請書及び添付書類一式。

1番、令和6年12月8日、能登半島チャリティーPESHIDANCE、3.11つなぐっぺし。2、令和6年8月31日、子どもマンガ図書館のミニ夏祭り、すこやかいきいき協議会、3、令和6年5月19日、ボランティア体験会、かながわ学生ボランティア連合、4、令和6年8月22日から24日、学生ボランティアツアー、3.11つなぐっぺし、5、令和6年12月26日から29日、同上、3.11つなぐっぺし、6、令和6年6月1日ほか、KIDSぼうさいPICNIC'24、てんでんこ逗葉。

こちらにつきまして、一番1行目にありますとおり、後援等の承認申請書及び添付書類一式ということで、この申請書の中に書いてあります実施団体の個人情報の記載がございましたので、その部分の一部非公開としまして、一部公開の決定をしております。

それから、7番と8番、学校教育課の子育て支援課につきましては、先ほど市民協働課の案件でもあったんですが、保険の契約内容についての資料の請求がございまして、これらにつきましては、個人情報等含まれず、全部公開で決定をしております。

6ページまで終わりまして、続いて7ページを御紹介いたします。

こちらは情報公開運営審議会の開催内容になっております。皆さんにお願いをしました諮問がここにあります。6月3日の情報公開運営審議会の開催状況を記載しています。

続いて、8ページ、8ページは情報提供の内訳となりますが、こちらは現在のところゼロ件となっています。この情報提供というのは、情報公開条例によることなく、いわゆる情報公開請求によることなく、住民に対して情報を提供できる様々な形態となります。請求を受けることなく行政機関自らの意思に基づき、その裁量によりまして保有する情報を外部に提供するものとなります。情報提供につきましては、基本的に所管の判断によるものになりますが、こちらは情報公開課の窓口で対応したのみの件数となっています。

続いて、9ページが口頭請求の内訳で、こちらにつきましても、現在のところゼロ件となっています。こちらは先ほど1ページでも御紹介しましたが、情報公開条例第9条の規定に基づくものでして、口頭請求は一度公開請求があつ

て公開決定した情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求につきましては、口頭請求ということでその場で情報が見られるというものになります。

続いて、1ページお進みいただいて10ページ、10ページは会議の事前公表の内訳になります。

4月から6月の3か月の期間は、事前公表件数が34件でした。ちなみに、1年間のトータルですが、令和6年度は164件、令和5年度が175件、令和4年度は198件ということで、例年ぐらいの推移かなというところが推測されるところです。

それから、11ページ、こちらが市政情報広場の利用状況等になります。

先ほど御報告しましたとおり、情報提供の件数はゼロ件となっています。会議の事前公表の件は34件となっています。

3番の総合案内につきましては、次の12ページに内訳がありますが、2,526件となっています。

ちなみに、令和6年度だと通年で9,877件、令和5年度ですと8,630件ということで、こちらもある程度例年どおり推移しているのかなという状況でございます。

12ページは、先ほど紹介しましたように内訳ですね、どの所管にいっているか。これ通年で見ると分かるんですが、例えば税の納入時期なんかは、税のお客さんが増えたりとかという傾向がありますが、やはり窓口として応対部門というのも限られていて、こういった内容で各案内した先の件数については、こちらのほうで資料として取っているところです。

資料としては、最終ページ、13ページをご紹介します。

こちらが有償刊行物の頒布状況ということで、こちらもを令和7年4月から6月の期間についての日程と内容について御案内いたします。

冊子につきましては、6月末の時点で7,850円分、冊子でいうと7冊です。

それから、地図については6,600円の売り上げ、これは計17枚の内訳がございました。

ちなみに、昨年度は1年間で冊子が1万2,550円、地図が1万6,400円ということで、例年よりちょっと多いですが、これも波のある話なので、何か特段の

事情はございません。

運営状況の紹介については、以上となります。

○高橋会長 議題3の「令和7年度情報公開制度の運用状況について」、事務局から御報告いただきましたが、何か御質問等はありますでしょうか。

小山委員。

○小山副会長 2ページの5番、同一人による請求件数というところがあるのでですが。

○大澤情報公開課長 どちらのほうですか。

○小山副会長 2ページの。

○大澤情報公開課長 2ページ、はい。

○小山副会長 5番に、同一人による請求件数というところがあるので、たくさん請求する方というのは、例えば市議会議員さんとかで公務に基づいて議会で質問されるとか、そういうふうなものなのでしょうか。

○大澤情報公開課長 請求者の情報はあまり言えないんですけども、属性としてはそういうケースもあります。そういうケースもありますが、今多いのは、むしろ市外からの企業さん。企業としての何かの情報を得たいとかというと、やはり情報公開請求を使うとその情報というのは入手しやすいんですね。そういう方については、定期的に寄せられてくるものがございます。

もちろん議員さんが出そうと思えば出せますが、議員さん、議会の中で、資料の調査もできますので、必ずしも使う必要はないという状況があるので、議員さんが特に多いという印象は私には特にありません。ただ、出すこともできるし、そういうケースもあります。

○小山副会長 ありがとうございます。

○鈴木委員 いいですか。

○高橋会長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ページ3、上から3番目の不動産状況ですけれども、これは個人情報のため出さなかったようですが、例えば登記名義人が出せないのですか。

○大澤情報公開課長 実際には建物構造とか、そちらのほうが出なかったようです。

○鈴木委員 登記名義人は出るのですか。

○大澤情報公開課長　登記名義人は、登記情報は登記簿でもう見られますので。

○鈴木委員　ああ、そうなんですか。

○大関委員　法務局で誰でも閲覧可能なものは。

○鈴木委員　そうか。確かに、ダイレクトメールなんかがきますね。

○大関委員　そうなんです。誰でも行けばそれは取れるんです。

○鈴木委員　建物の構造だけが隠される。

○大澤情報公開課長　実際にちょっと個別のものまで細かくは記憶していませんけれども、構造というより建物用途のたぐい、例えば事務所であるとか、店舗であるとかというところで、登記抄本の中から意匠の部分、やはり出すときにも登記簿だとどこまで出ているだろうということを課税課のほうでは審査しますので、これについてはある程度定期的に請求がありますから、もうある程度分かっていて、公表されている情報は出せるんだということで、隠すところの線を引いているということです。

○鈴木委員　出さないのは個人情報と書いてあるので、家の構造物なども一応個人情報の分類になっているということですか。

○大澤情報公開課長　そうですね。実際登記簿の中には構造の概要ぐらいまでは、鉄骨とか、そのあたりぐらいまでは載っていた記憶があります。その中で、建物の用途だとかというところへより突っ込んだ内容についてだんだん出なくなる、そんな感じですね。

○鈴木委員　分かりました、ありがとうございます。

○高橋会長　ほかに。

どうぞ。

○植島委員　延長が2件ありますけれども、すぐに出すか出さないか決められて延長になるという理由というのはどういうものですか。

○大澤情報公開課長　一言で言うと審査に時間がかかるという、その審査に、量もそうですし、判断に迷う、場合によっては判断に際して相手方の意見を聞く、個人情報であれば、その個人に聞くようなケースも想定されるし、あとは事実関係を確認しなければいけないとかというところもあって、その審査に時間がかかるというのあります。

○高橋会長　ほかに御質問、あるいは御意見などありますでしょうか。

(発言する者なし)

よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上で議題3の「令和7年度情報公開制度の運用状況について」を終わります。

次に、議題4、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。事務局から2点ございます。

まず1点目が、情報公開条例の改正に伴う解釈運用基準の反映についてです。

前年の審議会で答申をいただいた内容になるんですが、刑法という法律の改正におきまして、「懲役」「禁固」という刑罰が「拘禁刑」というものに変わっています。

この改正法が令和7年6月1日に施行されたものですから、同日を持って情報公開条例の罰則規定についても改正いたしました。

先ほど触れましたとおり、前年度の審議会委員さんたちに諮問、答申をいただきました、こちらにつきまして改正案について御了承いたしました上で、令和7年6月1日に改正の条例のほうが施行されると。

この条例改正を受けまして、解釈運用基準への反映作業を進めておりましたが、反映作業が完了したので報告するものです。

資料の3番目がその文書になっております。

資料3を御覧いただきますと、左側が現行というのは旧、それから改正後が右側の欄になりますと、これから改正後、令和7年6月1日ということです。

こちらのほうの一番上段の部分を御覧いただきますと、第25条関係という文書があります。

ちょっと読み上げますと、1番、趣旨。

情報公開審査委員の守秘義務違反に対する罰則規定を加えたものである。

本条は、特別職職員である情報公開審査委員の守秘義務を担保するため、違反した場合の罰則を規定したものである。

本条は、個人情報の保護に関する条例第16条に規定されていたが、刑法の改正に際し、本条例に移したものである。

解釈としまして、2番、解釈。情報公開審査委員は地方公務員法上の特別職であるため、同法第34条の守秘義務及び第60条の守秘義務違反に対する罰則の

規定が適用されないが、同委員は職務上非公開情報を見分することから、守秘義務規定を設けており、本条はその守秘義務違反に対する罰則を規定したものである。これが第25条関係で、左の表と見比べていただくとおり、新たにこの行を設けております。25条関係の説明を設けております。

今年初めて御説明を受ける方もいるので御紹介をしますと、もともとこの罰則規定は個人情報保護条例に存在しました。規定は存在していて、罰則規定自体はあったんですが、個人情報保護条例に情報公開条例の罰則を設けるというのは非常に状況として分かりづらいので、今回、懲役・禁固を拘禁刑に直すタイミングで条例改正が必要になったものですから、併せてこちらの整理を、情報公開条例の罰則はあくまで情報公開条例のほうに移動するということで、新たに第25条という規定を設けまして、併せてこの25条の解釈運用基準を設けたという流れでこちらのほうは設置したものでございます。

裏面のページには、この施行日のほうを記載してあります、こちらのほうの内容で解釈運用基準のほうも修正を6月1日付で行いましたので、こちらを報告するものになります。

以上でございます。

○高橋会長 情報公開審査委員の守秘義務に関する罰則が、今まで個人情報保護条例に入っていたのを情報公開条例に移したと。それを刑法改正が拘禁刑という形で改正されるタイミングでやったと、こういう話ですね。

○大澤情報公開課長 おっしゃるとおりでございます。

○高橋会長 よろしいでしょうかね。

○大澤情報公開課長 すみません、では、2点目を御紹介してもいいですか。

2点目が次回の日程となります。

(日程調整)

○大澤情報公開課長 1月16日金曜日、午前10時で検討させていただいてもよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大澤情報公開課長 では、16日ということでお願いいたします。

○高橋会長 そうしますと、次回は令和8年1月16日金曜日、10時からの開催でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋会長 では、次回審議会はその日程で決定いたしました。

ほかに事務局から何かありますでしょうか。

○大澤情報公開課長 特にございません。

○高橋会長 では、以上で本日の会議は閉会とさせていただきます。

本日も御審議ありがとうございました。

午前10時56分閉会